主な記事

- ○ことしの公共土木事業
- ○六月定例村議会
- ○闘牛素牛も放牧
- ○監査委員に川上さん再選
- ○土地対策は住民の自覚から
- ○大雨がねらっている
- ○知事へのたよりをどうぞ
- ○マイホームと税金

広報やまこし

発行所
新潟県古志郡
山古志村役場
電話 竹沢局
17 23 78
印刷所
大川印刷所

5月の村の人口

=48年5月末日現在=

世帯数	996	
人口	4,252	男 2,119人 女 2,133人

5月の住民移動		
	出生3人（男2・女1）	死亡4人（男2・女2）
	転入19人（男3・女16）	転出16人（男6・女10）

道路整備を重点に計画

ことしの公共土木事業

県道の改良や舗装・砂防工事や地すべり対策など、いわゆる公共土木事業がことしも別表のように（県単については第一次内示）実施される予定になっています。

主な事業は、舗装関係で、小千谷栃尾線の中野・寺野・池谷地内において一、七七五メートル、柏崎高浜堀之内線の虫亀～濁沢間で一六五八メートル、県単では羽黒トンネル～池谷間三〇〇メートル、池谷～楢木間五〇〇メートル、梶金～竹沢間六〇〇メートルが実施予定となっています。

ことしの舗装は、国・県合せて三、八三三メートルとなります。

冬期間の交通をより安全にするため寺野橋附近のスノーシェドが池谷方面に向って約七十メートル延長されます。

県道の改良では、越後広瀬（停）線の南平と長岡小出線の種苧原（部落～城山橋二四〇メートル）の二ヶ所が計画され、県単では、池谷越後広瀬（停）線の楢之木地内で測量を含む工事で二〇〇メートル、辺地道路で改良されます。交通安全施設として虫亀地内にガードケーブル四〇〇メートルが取付られる予定であります。

砂防関係では、前沢川（小松倉）芋川（種苧原）油夫川（寺野）大野川（竹沢）にえん堤が計画されています。

地すべり関係では、虫亀、朝日川（間内平、山中）に土質調査を含むボーリングが種苧原地内に開渠などの工事が実施される予定です。

また、梶金から梶木校附近を経て木籠に至る村道梶金・木籠線は過疎対策事業として昨年に引き続き村に代って県が直接実施します。

村でも、基本計画に基づき地域開発の根幹となる道路改良や舗装などを重点に置き、また、農業振興のため、農道の補助事業・林道の新設改良等実施の予定です。

山古志村にとって、いちばん急がれる問題は道路の整備です。これらの事業が円滑に実施されるよう、みなさんのご協力とご理解をおねがいいたします。

昭和48年度実施予定の公共土木概要

路線（河川名）	工事場所	事業量
小千谷栃尾線	寺野（スノーシェド）	69m
長岡小出線	種苧原（幅員拡張）	240〃
柏崎高浜堀之内線	虫亀（舗装）	1,658〃
小千谷栃尾線	中野寺野池谷（舗装）	1,775〃
池谷越後広瀬(停)線	南平（改良）	550〃
前沢川	小松倉（えん堤）	33〃
芋川	寺野（えん堤）	36〃
大野川	種苧原（えん堤）	35,5〃
油夫川	竹沢（えん堤）	25,5〃
虫亀	虫亀（地すべり）ボーリング	4,020〃
種苧原	種苧原（地すべり）開渠	108〃
朝日川	間内平山中（〃）ボーリング	690〃
小千谷栃尾線	南平（舗装）	300〃
池谷越後広瀬(停)線	南平（舗装）	500〃
柏崎高浜堀之内線	東竹沢（舗装）	600〃
池谷越後広瀬(停)線	楢木東竹沢（辺地改良）	200〃
柏崎高浜堀之内線	虫亀（ガードケーブル）	400〃
村道梶金木籠線	東竹沢（改良）（県代行）	345〃

県単については第1次のみ

補正予算など十六議案を議決

六月定例村議会

六月定例村議会は、さる六月十八日に招集され、本年度一般会計補正予算、条例の制定および監査委員の選任同意など、十六議案を熱心に審議し全議案を原案通り決定して六月二十一日閉会しました。

議決された主なるものは次のとおり。

条例関係

・地方税法の改正による税条例の一部改正を、専決処分報告により承認。

・特別職の給与条例の一部改正により、新たに老人家庭奉仕員、老人福祉相談員を加えたもの。

・職員の勤務時間、休日休暇、給与および旅費等に関する条例を現状に即して、一部改正したもの。

・国民健康保険条例中、保険料の減額について、一部改正したもの。

・老人居宅整備資金貸付条例の一部改正により、貸付利率を年三、二パーセントに引き下げたもの。

・火災予防条例の一部改正により、現状に即し火災予防対策の強化をはかったもの。

人事関係

六月十五日で任期が満了となった監査委員の選任は川上政一さんを再選することに同意したもの。

予算関係

一般会計補正予算（第一号）は、九百五十二万円を追加して総額約四億三千百万円に補正したもの。

その他

・過疎地域振興計画を実情に即して本年度と来年度分事業の一部を変更したもの。

・林道風口線新設工事の入札結果による大久保土建株式会社との請負工事契約について議決したもの。

監査委員川上さん再選

六月十五日で任期が満了となった監査委員に川上政一さんを再選することについて議会にはかった結果、全員異議なく同意され、六月二十一日付けで就任されました。

川上さんは、旧東竹沢村の収入役を退職後、昭和三十六年四月から三十九年九月まで教育委員に昭和四十二年から引きつづき村監査委員の職務に就かれております。

大久保部落の出身。明治三十八年十一月生れ。

監査委員は、村の財務の執行、経営に係る事業が適正に行われるよう監査する職務をもっており、議会議員と知識経験者から一人づつ選任されるもので任期は三年（議員は任期中）です。議会議員からはすでに渡辺悌三さんが選任されています。

闘牛素牛も萱峠牧場へ

放牧三年目を迎えた萱峠牧場は去る五月二十五日、六月五日と二回にわたり十八頭が放牧されました。

この中には、観光開発の施策として将来闘牛の復活が計画されていますが、その素牛として南部牛、十頭乳牛五頭、和牛黒三頭が入牧しました。萱峠牧場は峠の峯に造成された十五ヘクタールの小牧場ですが、山古志村が畜産振興策として、昭和四十一年草地改良に着手以来牧道や用水・給飼施設・管理小屋など多額の村費を投入、昭和四十六年に試験放牧として九頭、昨年は二十七頭の放牧と年々その成果が立証されています。

屋外飼育方式により二牧区に分け、道路を中心に東側に南部牛、西側に肥育牛が放牧されています。

牧場の管理は、小川三夫さん（種苧原）に依頼し、毎日の給飼、給水や草刈、衛生管理と観察が行なわれ、下牧予定は十月二十日となっています。

この牧場は東山自然公園の区域にありこれからは観光客も多く、自然の放牧風景が話題となることでしょう。

村では、現在約百頭の牛が飼育されています。畜産もニシキゴイも村の主要産業となっています。放牧三年目を迎えた牧場が産業振興・観光開発に役立つよう育てて行きたいものです。

お知らせ

▼成人式は十八日です
式終了後は弥彦へ旅行

昭和四十八年度の成人式は今月十八日（水）午前九時から役場で行ないます。

対象者は昭和二十七年四月二日から二十八年四月一日までの間に生まれ、現在村に在住している者です。

ことしは四十三人（男十六人、女二十七人）のみなさんが予定されています。

また、式終了後は弥彦神社参拝や角田浜方面へのバス旅行を計画していますので、全員がお気軽に参加されますようお待ちしています。

すでに各人あてに案内状をさし上げてありますが、まちがえなどがありましたら係までご連絡ください。

（教育委員会）

▼レントゲン車がまわります

結核予防のため、次の日程でレントゲン間接撮影を行ないますから、止むを得ない理由のあるかた以外は、最寄りの会場で必ず受けるようにしてください。

今回は、皆さんが受けやすいように、レントゲン車が各部落をくまなく巡回して現地でそれぞれ撮影しますので、特に時間を守ってください。

該当者は、小学一年生以上おとなまで全員です。

レントゲン間接撮影の日程

実施月日	時間	会場名
7月9日	10:00～12:00	坂牧屋商店前
7月9日	1:00～3:00	中道屋前
7月10日	9:30～10:30	大久保公民館
7月10日	11:00～12:00	池谷小学校
7月10日	1:30～2:30	楢之木公民館
7月11日	10:00～3:00	虫亀小学校
7月12日	9:30～12:00	山古志中学校
7月12日	1:30～3:00	竹沢小学校
7月13日	10:00～11:30	長島商店前
7月13日	1:30～3:00	仲間商店前
7月26日	10:00～12:00	中道屋前
7月26日	1:30～3:00	池谷小学校
7月27日	10:00～12:00	虫亀小学校
7月27日	1:30～3:00	竹沢小学校
7月28日	10:00～12:00	仲間商店前

※大久保、楢木については場所と時間に変更があるかもわかりません

▼循環器検診の実施

働き盛りの成人の脳卒中発生を予防するため、左記により検診を実施します。

対象者は四十才から六十五才までの男女ですから必ず受診してください。

〇一次検診、対象者全員、血圧測定、検尿など
受診料　無料

〇二次検診、要精密検診者血圧測定、検尿、心電図、眼底検査など
受診料　三百円

出稼ぎ検診対象者は除く

循環器検診の日程

第1次検診		第2次検診	
月日	地区名	月日	地区名
7月16日	東竹沢		
7月17日	虫亀	8月9日	虫亀 竹沢 東竹沢
7月19日	竹沢		
7月20日	種苧原	8月10日	種苧原 南平
7月23日	南平		

▼出稼者の健康診断実施について

出稼者の健康管理は農村保健対策上大きな課題となっている現況から、ことしから出稼者に対し総合健康診断を実施することになりました。

これは、健康状態の確認や点検を行ない、出かせぎ中の事故を防止するとともに健康障害者については、保健指導、就労相談その他健康保全に必要な措置を講じ、地域住民の健康保持、福祉の増進をはかることを目的としています。

対象者は、県外出稼者のうち稼働期間が二ヶ月以上となっています。

実施時期は八月初旬の予定であり、対象者には個人あてに通知いたします。

なお、検診料は無料です。

（住民課）

▼胃部検診の実施について

胃部疾患の早期発見、早期治療のためには、一年に一回は必ず検診を受けましょう。

ことしの胃部集団検診は、つぎの日程により、検診車によって実施しますから希望者は七月十日までにお申込みください。

検診料は五百円です。

（住民課）

胃部検診実施の日程

月日	会場
7月30日	種苧原出張所前
7月30日	山古志村役場前
7月31日	虫亀小学校前
7月31日	梶金仲間商店前

▼お年玉賞品の引換

お年玉つき年賀はがきの賞品引換は、もうお済みでしょうか。

引換期間は七月十九日まで当せんしたはがきは、番号の部分を切り離なさず、近くの郵便局へ。

地域の健全な開発と保全

土地対策は住民の自覚から

最近、民間企業等による各種の開発計画とこれに伴なう土地の買上げや、買い占めの傾向が県内各地において活発化し、今後ますます増大することが予想されています。

民間企業等、事業者の開発計画や土地取得は、地域の発展や土地の有効利用の面からみて、きわめて重要な課題であります。

村内においても交通事情がよくなり、都市の近くで自然景観に恵まれていることから地域外から土地の売買交渉が生じつゝあります。

土地を有効に利用し、地域の開発と保全をはかり公共の福祉を向上するためにはこれを規制したり調整する必要があります。

今後の道路整備や産業、観光の振興計画、生活環境の改善など総合的な開発計画に支障があってはなりません。

そこで県ではさきに自然環境保全条例を制定したり、大規模開発事業の適正化対策要綱を制定して個人の所有権を制限するなど、土地利用の規制を実施することになりました。

この要綱の概要は別掲のとおりです。

したがって村では当面つぎによって土地に関する対策を講ずることになりましたのでみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

〇体制づくり

開発や土地の問題は、住民の権利、生活環境に関係し、大きく影響するので部落毎に対策協議会をつくり、情報を集めたり、土地交渉があったら連絡し、これについて協議するよう、つとめてください。

役場では、県との連携や関係者による連絡会議を開き、土地対策の適正化をはかります。

〇土地交渉の事前通報

村外からの土地交渉があった場合は、面積の大小にかかわらず必ず区長を通じて役場又は出張所へ連絡してください。

これによって事業者等との交渉に加わり、地域の利益をはかったり、よう護するために調整するものです。

村の将来は、道路の状態をよりよく改善し、冬期間においても主要幹線は無雪化することを目標に、地域に適した工場の立地計画や、錦鯉振興のための土地利用そして観光地としての施設計画等、総合的な対策を講じ、健全なる地域開発をめざしています。

明るく、豊かな村づくりのために、土地対策には住民世論の盛り上がりが最も大切です。

土地交渉に対しては、地域にとってプラスにならない事業者には土地を売らないなど積極的な協力がぜひとも必要です。

くわしいことは気軽に総務課企画係へ相談ください。

＝要綱のあらまし＝

この要綱は、投機目的の土地買い占めや、無秩序な開発が行なわれると、県や市町村の地域計画などに支障があるばかりでなく、さらに保護したい自然や文化財等も破壊し、また災害発生原因ともなります。民間企業等のこのような大規模な土地取得や開発行為を国土保全と地域開発に貢献するように、土地取引きの適正化、土地利用の調整、適切な開発事業の施行をはかることによって秩序ある開発と保全をはかろうとするものです。

対象となる規模は、十万平方メートル（十ヘクタール）以上としています。ただし別荘用地は一ヘクタール、住宅、工場等の建設用地は約二ヘクタールから対象となります。

この要綱には、事業主の責務、開発事業計画の届出、勧告、開発事業の協議および非協力者に対する措置などの条項が盛り込まれています。

まず「土地取引段階」では、対象となる規模以上の土地に関する権利を取得しようとする者について関係者と協議する前に地元市町村長を経由して知事に届出をするよう義務づけています。

知事は、この計画について市町村の土地計画に合っているかどうか、自然環境保全や防災上問題はないかなどの観点から内容を審査し、問題があった時は土地取得の中止やその他必要な措置を講ずるよう勧告することにしています。

届出が適正である場合は事業主が地元市町村長と開発事業の適正な施行、周辺地域の振興方法等を約束する開発協定を結ぶよう規定しています。

つぎに「開発段階」では、さきに届け出た開発事業計画を施行しようとする事業主は開発協議書を知事に提出して協議するよう義務づけています。

これら、規定したことに協力しない事業主に対しては、許認可等について配慮したり、必要によっては関係機関の長や市町村長にも同様の措置をとるよう要請するなどの制裁を行なうことにしています。

新潟県大規模開発事業の適正化対策要綱の手続き

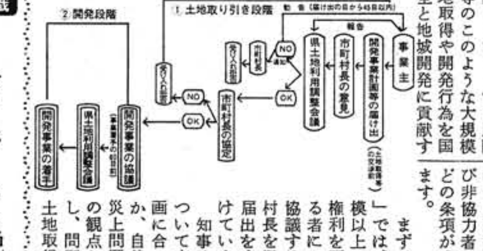

大雨がねらっている

未然防止に万全を

虫亀地すべり被害状況の一部

ことしの天候は、変動が大きく、晩春と梅雨期および初秋には低温が現われ、異常天候が懸念されています。しかも「つゆ明け」は、やや遅れる見込みと新潟地方気象台では予報していますが、この時期になりますと局地的な大雨の降ることも予想されます。

出水時の水防作業、地すべりおよびがけ崩れの避難等、災害のおそろしさを想像した時、お互に未然に防止するためには日頃からの対策を怠らないことが肝心です。

いつもの事ながらつぎのことを参考に、改めて周囲を見直し耕地の欠壊や錦鯉の流出、山くずれによる人身事故など災害を最少限に止めるよう注意しましょう。

〇用水路、側溝の整理や掃除を徹底しておく。

〇溜池、キスの余水吐を大きくつくり、貯水面を下げるようにしておく。

〇川からの取水口は、大水に備えて工夫する。

〇傾斜地の亀裂やのり崩れはよく修理しておく。

〇手持ちのポンプは、いつでも利用できるよう点検整備しておく。

税の知識

マイホームと税金

近年、家の新築ブームの傾向にありますが、実際にマイホームづくりにとりかかりますと、設計、建築などのほかにいろいろな問題がでています。税金のこともその一つです。

そこで、マイホームに関係のある税金について、あらましを説明しますと、

一　不動産を買った時の税金登録免許税

土地を買ったり家を新築したりしたときは、所有権について登記をしますが、その登記の際にかかる税金が登録免許税です。売買による所有権移転登記の場合は不動産価格の五%、新築家屋の所有権保存登記の場合は不動産価格の〇・六%、の税率がかかります。この不動産価格は原則として市役所（役場）などに備えてある固定資産台帳に記載されている評価額によることになっています。

なお、個人が新築した住宅の保存登記など、次の要件にあてはまるものは、税率〇・一%になります。

イ、個人が昭和五十年三月三十一日までに新築したもので、新築した人の居住用の家であること。

ロ、家屋の新築後一年以内の所有権保存登記であること。

ハ、一むねの家屋の床面積が一六五平方メートル以下であること。

二　不動産取得税

不動産を手に入れたときにかかる税金が不動産取得税で、これは都道府県税です。

税率は不動産価格の三%ですが、住宅を新築したり、建売新築住宅を購入したりした場合には、二三〇万円の控除があります。

三　所得税の住宅取得控除

昭和四十七年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に、家屋の新築工事に着手したり、新築家屋を買い入れたとき、次の要件にあてはまるものは、その家屋の床面積三、三平方メートルあたり一〇万円を取得価額として、その取得額の一%（最高二万円）が、その家屋に居住した年以後三年間、各半年分の所得税額から控除されます。

一、家屋の床面積一二〇平方メートル（約三十六坪）以下であること。

二、工事の完了の日または買入の日から六か月以内に自分で永住すること。また引き続いて、控除を受ける年の十二月三十一日まで居住していること。

この控除を受けるためには、その年の所得税確定申告書に、次のような書類を添付して、控除を受ける金額を記載しなければなりません。

①建築基準法による建築確認申請に対する確認通知書の写し（建築基準法の適用を受けない家屋については、設計図の写しなど、床面積が一二〇平方メートルであることを証明するもの）

②取得した家屋の登記簿謄本（抄本）、新築工事の請負契約書、売買契約書など、その工事着工年月日や取得年月日を証明をする写し。

③住民票の写し。

明るい村を望んで

防犯灯の寄贈

東北電力株式会社では、需要者のサービス行事として、毎年防犯灯（水銀二十ワット自動点滅器付き）が寄贈されています。

ことしも二基が寄贈されましたのでさっそく虫亀地区と種苧原地区に設置して部落の人たちに喜ばれています。

知事へのたよりをどうぞ

県政ポスト（知事へのたより）は、県が行っている行事の全般にわたり、広く県民のナマの声を聞き、県民総参加の県政づくりを進めようとするものです。

県政に関係する建設的な意見や要望、不満などを「はがき」に書いて郵便ポストに入れると、県の所管課が調査して、その結果を知事が差出人に回答する仕組みです。

この「はがき」は県の関係機関のほか、役場（出張所）の窓口にそなえてあり、料金受取人払ですから切手をはる必要がありません。

このほか、県民生活課では、各種の相談に応ずるため「県民相談室」を設けているので、県政ポストとあわせて利用してほしいといっています。

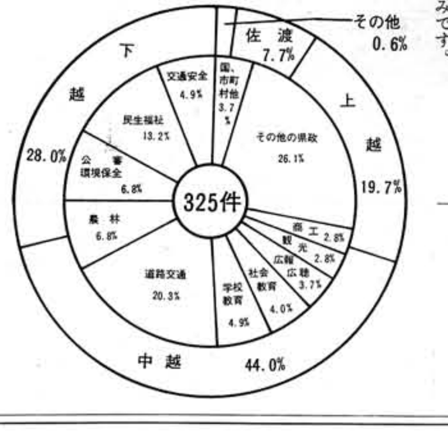

農薬による事故をなくしましょう

山古志よもやま (42)

二十村の盆おどり

・・・・またいとこ、といういくらかの縁故のあることを、ひそかなたよりとして、知らぬ部落に入ったことはたしかであるが、紅顔を知って白髪の今日を知らない、長い空白な年輪をきざんでいたのであるから、両家に寄っても名乗らければならなかった。既に目的の盆踊の概略は、武道窪の宮庄平氏の話でわかったから、寄らないでもと考へたが、二度と通るかどうかもあったので、お寄りしたのだから両家とも、時間の関係もあって話程度でおいとました。

大正時代、荒谷に相当規模の石油発掘工事が行なわれた。その跡も見たかったし、荒谷神社も見たい慾もあったが、いづれも素通りして、蘭木まで来たといっても車である。クラ之助さんの好意からであった。

かって竹沢村の時代、現在の小学校を、竹沢尋常高等小学校と称した。勿論、建物は違うが。その高等科に本村はもとより、東山、東竹沢、虫亀の子弟が通学していた。私のいた時の校長が広井茂氏、わが恩師となるわけだが、蘭木の茂左衛門の家長であり、奥さんもこの学校の先生だった。

広井校長は、当時としては、きわめてまれな海外教育視察に派遣された方だが、惜しくも悪質な風邪に侵され、満月、白山白林、吹く風は空まで白くした冬の日、竹沢の寓居で逝去された人。村は村葬をもってしたが、当時の村長は星野一也氏であった。

教鞭をとられていた奥さんが、七十五歳の齢をもってなお健在の由を知り、お寄りした次第である。

その昔、近江の三上山の「むかで」退治の伝説をもち、俗称俵藤太秀郷と呼ばれる平安時代前期の鎮守府将軍、従四位下、藤原秀郷が子広井三郎経家を祖にした旧家、しかし、現実はその面影を見せない現代的な邸宅であったことは、相川の常七さんも同様であった。

話はつきないが、校長先生逝かれて五十年になるといわれた。ともあれ、竹沢の校長広井茂、教頭佐藤哲治、種苧原の校長佐藤赳夫、教頭峰村順の諸先生は大正の末期頃の各地域に、その足跡を残した教育者ではなかったろうか。後は物語はまた続く。